

介護人材資質向上事業実施要綱の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">介護人材資質向上事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 その他</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 研修の実施方法については、WEB等を活用した開催（書面開催は除く。）についても対象とする。</p> <p>ただし、システム導入にかかる経費は対象としない。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成27年10月14日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和6年6月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">介護人材資質向上事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 その他</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 研修の実施方法については、<u>感染症拡大防止のための</u>WEB等を活用した開催（書面開催は除く。）についても対象とする。</p> <p>ただし、システム導入にかかる経費は対象としない。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成27年10月14日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</p>